

ネイチャー・ポジティブを实践する《2》

いであ株式会社国土環境研究所
地域共創推進部 上席研究員

幸 福 智

前稿では、ネイチャー・ポジティブに関する国際動向を中心に紹介した。本稿では、少し視線を変えて、企業と地域を比較しながら議論を展開していきたい。

地域経営とは？

最近、よく地域経営という言葉が使われるが、読者の皆さんは具体的なイメージが持てるだろうか。地域経営とは、「地域社会や地域経済の発展を目的として、地域内の資源を効果的に活用し、地域住民や関係する団体が協調して行う総合的なマネジメントのこと」だそう。早い話が、企業経営の考え方を地域に転用したと思えばよいだろう。

ならば、その経営理論は簡単に

恵を受け、誰が意思決定するか」という仕組み——に違いが存在するためであると考え（表1）。

地域にそのまま適用できる経営理論

企業経営の理論の中には、そのまま地域単位に適用できるものがある。例えば、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）——企業が自然環境に関するリスクや機会を財務情報として開示するための国際的な枠組み——で実際に求められている「リスク・機会の分析」は地域経営にも応用可能である。

自然が与えるリスクや機会、生活者の目線、地域産業・生業の目線から、それぞれ以下のように書き換えることができる。

生活者の目線から

【リスク】

水・空気・食の質の低下 森林の減少は水源の涵養機能——水をたくわえ、少しずつ川へ送り出す働き——を損ない、河川の水量減少や水質悪化につながる。日常の飲料水や農業用水の確保が難しくなる地域も現れ始めている。

災害リスクの増大 山林の荒廃や湿地の消失は、洪水・土砂崩れ・高潮などの自然災害を抑制する緩衝機能を弱める。「自然の防波堤」を失った沿岸集落では、台風被害が深刻化しやすい。

生活コストの上昇 自然環境

の劣化は景観や住環境の魅力を損ない、地域の人口流出を加速させる。行政サービスの維持コストが上がり、住民一人あたりの負担増につながるおそれがある。

【機会】

豊かな自然環境を守り続けた地域は、都市住民の移住先・ワーケーション先として選ばれやすく、地域外からも人が集まる「関係人口」の拡大という恩恵を受けやすい。

地域産業・生業の視点から

【リスク】

農林水産業の生産性低下 受粉を担うミツバチなどの送粉者（ポリネーター）の減少は、果樹や野菜の収量に直接影響する。また、山林の荒廃は良質な木材の生産を妨げ、林業の採算悪化を招く。

観光・地域ブランドの毀損 清流や原生林、里山景観など自然を売りにした観光地では、その自然が失われることで集客力が根本から失われる。「あの川でしか獲れない」魚介類のブランドも、水環境の悪化で消滅しかねない。

【機会】

自然を活かした新産業の創出 自然環境の保全活動そのものをビジネスにする動きが広がっている。森林整備と結びついたカーボンクレジット（二酸化炭素の吸収量を取り可能な価値に換えた証書）や生物多様性クレジットの販売、エコツーリズムの展開などは、過疎地域に

表1 企業と地域の比較

	オーナー	舵取り	受益者
企 業	株主	取締役会などを通して経営者が舵取り	顧客
地 域	住民（住民税を払う）	選挙などを通して舵取り役を住民が選択	住民の他、幅広い国民

に地域単位に落とし込めるものだろうか？筆者は、「可能」だと思いが、そのためには3つの壁を越えなければならないと考え。そして、これは企業と地域では、受益構造やガバナンス作り「誰が恩

とって新たな収入源となりうる。

「自然資本」の希少価値化 自然が豊かな地域ほど、オーガニック農産物や伝統的な発酵食品など高付加価値な一次産品の産地として差別化しやすくなる。守り続けることが、そのまま地域ブランドの強化につながる。

また、産業振興を対象に考えた場合には、企業のマーケティング理論はそのまま応用できるだろう。社会で経済行為を一手に担ってきた企業が洗練してきたその理論は、地域経済の活性化を目的とした産業振興において、高い親和性を有する。

地域への適用が困難で、追加の研究が必要なテーマ

表1で示した通り、企業と地域では受益構造やガバナンス構造に違いがある。この違いによって生じる壁が、3つあると筆者は考える。

一つ目は、「公共財」としての性格の発生である。

我々住民は、自然から様々な恵みを受け取っている。研究者は、この恵みのことを生態系サービスと呼んでいる。この生態系サービスにはいくつかの分類があるが、調整サービス（二酸化炭素の吸収や災害リスクの低減など）と文化的サービス（レクリエーションや宗教的価値など）と呼ばれるものは、どこまでが受益範囲なのか、特定が難しい。例えば森林によって二酸化炭素が吸収され、気候変動が緩和されたとして、その便益は世界中の人が享受することになる。さらに、その受益者が特定できたとして、その人を排除することはさらに困難となる。このような性格を持つ便益は、経済学で「公共財」と呼ばれる。つまり、誰かのものではなく、「みんなのもの」なのだ。

そして、この「公共財」というものが、経営上扱いが難しい。基本、ビジネスは価値を受け取った人がその対価を支払うことで成立する。しかし、対象とする財や便益が「みんなのもの」となった瞬間に、管理責任者やその費用負担者を決めるにくくなる。特に責任範囲が明確化される企業経営の仕組みをそのまま適用するのは、比較的相性が悪いと考えられる。

かつては、地域コミュニティの中で「みんなのものだから、みんなで守る」というシステム（入会地——村人が共同で利用・管理してきた山林や草地——など）が存在し、自然を維持・管理し、共有財産として使っていく仕組みが存在していた。しかし、このような仕組みが徐々に失われてきた現在では、自分でその自然を守ろうという意識は低くなる。

二つ目は、対象範囲の広さに起因する経営指標の設定の難しさである。

企業は、自らの権限と責任が及ぶ範囲が明確である。だからこそ、自社の売上や利益は明確になるし、それ自体が経営指標として成立する。最近経営指標として重宝されるROE（自己資本利益率——自社の資本をどれだけ効率よく利益に変えたかを示す指標）なども、対象範囲が明確だからこそ意味を持つ指標である。

さて、これと同じことが地域でもできるだろうか。実のところ、筆者はとある県庁所在地を対象に、企業が活用する経営指標のような指標群を作れないか、チャレンジしたことがある。数か月、隙間時間を活用したささやかなチャレンジであったが、大いなるヒントを得ることができた。このチャレンジは、結論から言えば失敗であったし、そびえたつ壁は高く分厚い

ものと言えた。ただし、対象とする範囲が明確であり、複数の指標の単位を統一（例えば「円」という単位で統一する、など）できれば、地域にとって意義のある経営指標を設定できる可能性があると考えられた。

三つ目は、人の心を与える影響までを考慮に入れないかならない点である。

企業にとって、とある水産資源の資源量が減少する可能性がある場合、企業は調達リスクを減らすため、別の調達先を用意すればよい。代わりの効かない原材料は、それを極力利用しないような技術開発を進めるべきだし、あまりにリスクが大きすぎるのであれば、その製品・サービス自体を停止して、他の製品・サービスに切り替えるのが正解だろう。

しかし、地域にとって、それは何にも代えがたい苦しみを発生させることがある。ここで、とあるケースを考えてみよう。

水田や里山という二次的自然——人が長年手を入れないながら形づくってきた自然環境——によって形成された地域があったとする。この地域では、この景観を守るため、農業者とその他の産業従事者が力を合わせて努力してきた。しかし、ある時、地域に大規模工場を誘致するため、その二次的自然を改変する案が浮上した。当然、この景観を守ってきた住民は反対する。工場誘致関係者は、代替案として、近傍にあるため池を埋め立て、希少なサンショウウオが生息できる湿地を創出しようと提案してきた……。この対応、おそらく住民の感情を逆なでするだけである。

改めて表1を見てみよう。地域は、オーナーも、経営者も、受益者も、直接・間接の違いはあれど、全て住民である。住民

すく解説するガイドブックを作成し、公表することを求めた。

漁場の適切な活用へ監視を強化

近年、漁業者の減少の影響で、沿岸水域で未利用漁場が増えている。水産庁では、未利用漁場の有効活用を図り、漁業への新規参入や漁場の規模拡大を促進するため、都道府県に対し、団体漁業権も含めた未利用漁場について、漁場の全部又は一部が有効に活用されていない場合には、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかをチェックシートを活用しつつ判断し、必要に応じて指導する。改善されないものは、勧告や漁業権の取消し等を行うよう指導することなどを通知している。

水産庁は23年の漁業権一斉切替えに当たり、都道府県に対し漁業権の免許状況調査を実施した。この結果、21年度から漁業権の切替えまでに115件が漁場の一部又は全部で操業実績がなく「適切かつ有効」に活用されていないと判断され、指導・勧告された。さらに、従来免許されていた漁業権でも、「適切かつ有効」でないと判断されたことにより免許されなかった漁業権が437件に上った。

しかし、漁業関係者等から、都道府県による漁場活用状況の確認作業に対し「客観的な証拠類や現地調査の結果などに基づいて適切に運用されているかどうか把握できない」「また「未利用漁場の柔軟な再配分や、意欲ある事業者の新規参入・事業拡大が公正かつ円滑に進んでいるかが明らかでない」と指摘されている。

さらに、漁業権の免許に関しても、新規参入や事業拡大を希望する事業者に対し、都道府県による漁協や既存漁業者との調整に長期間を要し、調整が困難とされた場合にも理由を明らかに

にしないケースが見受けられる。この状況を改めるため、規制改革推進会議は、都道府県が希望者から相談を受けた案件で調整に長期間を要した場合や、調整困難との結論に至った場合には、その結論とあわせて理由を希望者に教示し、漁業調整プロセスの透明性を高めるよう求めた。

こうした、漁場の活用状況の透明性向上や、新規参入者の公募など好事例の横展開等の取組みを通じて、漁場の有効活用を図り、ニーズに応じた漁場の移転・拡大や漁業への新規参入を促すことを求めた。併せて、未利用漁場の有効活用や漁業調整の円滑化を図る観点から、公募に当たって事業者が新規参入の適否を判断できる情報を簡易に入手できるよう、海底地形や潮流などの漁場調査を行った上でその情報を発信するなど、他の都道府県が参考にできる具体的手順も整理して共有することを提起した。

わなの遠隔監視は見回り不要に

捕獲の担い手不足やクマによる人身被害が増加する中、わな見回りの負担やリスクの軽減に向けて、鳥獣保護管理基本指針

（7頁よりつづく）

の目線でこの構図を捉え直すとして、自分の意思決定プロセス（選挙や政治活動）を通して、住民などのコスト負担をしながら、納得して住み続けたいと思える地域を自分達で実現しようとしているのである。この際、納得いかなければ他の地域に移住するという考えもあるだろうが、ほとんどの人はそれをせず、地域に住み続ける。なぜなら、そこが好きだからだ。

企業の理屈は、「財は基本的に代替可能」という前提の上に立つ。そして、代替不可能な唯

を改正し、遠隔監視ICT機器を活用する場合は、餌の補充やわな周辺の環境整備などにより捕獲効率を維持することを前提に、毎日の見回りを求めないことを措置するよう要請した。政府によると、遠隔監視ICT機器を活用する場合のわなの見回り頻度については、毎日の見回りを求めない都道府県がある一方で、従来通り1日1回以上の見回りを求める都道府県もあるという。

わなの遠隔監視ICT機器の性能要件として、①遠隔監視ICT機器が正常に作動していることを遠隔から一定間隔で確認できる機能②わなが作動したことがテキストメッセージやカメラ画像などによって通知される機能などを、鳥獣保護管理基本指針に明記する。例えば、わなが作動したことがテキストメッセージやカメラ画像などで通知された場合に見回れば事足りることになる。農水省には、鳥獣保護管理基本指針の改正を受け、遠隔監視ICT機器を活用する場合の合理的なわなの見回りの在り方に関する新たなマニュアルを作成し、都道府県に農業従事者への捕獲指導等に反映するよう通知を求めた。

一無二になろうとしてブランドینگに取り組む。しかし、地域ではこの逆のことが起きている。最初から自然と地域は住民にとって唯一無二であり、代替不可能なのである。

社会全体で自然を喪失・劣化させないための仕組みとして、失われた自然を他で創出するような取り組みも将来的には必要になるだろう。ただ、それはあくまでも住民の納得感の上になければ、絵に描いた餅に終わるのではないかと筆者は感じている。

（つづく）